

## RBS グループ標準購入約款

### 1. 定義

「**本契約**」とは、本サプライヤーから本買主に本成果物を供給するための契約をいい、本注文書、特別条件、本仕様及び本注文書に添付又は参照されるその他の文書で構成される。

「**本買主**」とは、本注文書を発行した RBS グループのメンバーをいう。

「**本成果物**」とは、本契約に規定される、本サプライヤーから本買主に供給される商品、サービス、ソフトウェア又はデータをいう。

「**情報セキュリティ計画**」とは、本サプライヤーが作成する、本買主の秘密情報及びデータの秘密保持及び安全性確保のための情報セキュリティ計画をいう。

「**知的財産権**」とは、特許権、商標権、サービスマーク、商号、著作権、トポグラフィ権、データベース権、意匠権、企業秘密及び秘密保持の権利、並びに全ての権利、将来の権利又はこれと同様の性質を保護する様式若しくはこれらと同様若しくは類似の効果を有する存在するあらゆるものをいう（当該権利の登録の有無を問わず、登録の申込み及び登録を申請する権利を含む。）。

「**PCI DSS 基準**」とは、PCI データセキュリティスタンダード（Payment Card Industry (PCI) Data Security Standard (DSS)）のバージョン 1.1、その補足資料及び PCI 安全基準委員会又はその後任が公表したかかる基準のその後のバージョンをいう。

「**本注文書**」とは、本契約の条件を含み又は参照する基本注文書で、本買主が注文した本成果物の注文書をいう。

「**認定審査機関**」とは、PCI 安全基準委員会による認定を受けた、PCI DSS 基準の遵守を認定する資格を有する公認安全評価機関をいう。

「**RBSグループ**」とは、

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー及びその時々の同社の(i)親会社、(ii)子会社又は(iii)親会社の子会社をいう。

上記にかかわらず、次の組織は、RBS グループのメンバーではない。(i)英国政府（英国財務省及び UK ファイナンシャル・インベストメンツ・リミテッドを含む。）又はそのメンバー若しくは組織（若しくはその取締役、役員、従業員若しくはその法人を含む。）又は(ii)英国政府（英国財務省及び UK ファイナンシャル・インベストメンツ・リミテッドを含む。）又はそのメンバー若しくは組織の支配下若しくは共通の支配下にある個人若しくは法人で、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー及びその子会社若しくは従属企業の一部ではないもの。

RBS グループの定義上、「親会社」、「子会社」及び「従属企業」という表現は、2006 年会社法で定める意味を有する。本契約において、RBS グループに含まれる企業を、RBS グループの「メンバー」という。

「**特別条件**」とは、本成果物の供給に関して本注文書に規定又は参照される、あらゆる追加条件をいう。

「**本仕様**」とは、本契約に規定又は参照される、本成果物のあらゆる仕様、詳細及び要件をいう。

「**本サプライヤー**」とは、本注文書の宛先となる人物、企業、事業所又は組織をいう。

「**販売地域**」とは、日本をいう。

## 2. 契約の成立

- 2.1 本サプライヤーは、本買主に対する書面による通知、電子メール又は本成果物の供給により、本注文書の承諾を確認するものとする。本注文書の承諾をもって、本注文書の日付が、本契約の発効日となる。
- 2.2 本サプライヤーの注文承諾書又は基本取引条件に記載される全ての条件は、明示的に本契約から除外される。
- 2.3 本買主は、本注文書を電子的方法により送付することができ、本サプライヤーは、本注文書を電子的方法により承諾することができる。両当事者は、電子的方法による本契約の発効を唯一の根拠として本契約の有効性又は強制力に異義を唱える権利を、明示的に放棄する。

## 3. 商品の供給

- 3.1 本サプライヤーは、本契約（本注文書に明記される全ての指示を含む。）に従い商品を提供するものとする。商品は、損傷のない状態で、本契約の要件に従い納入場所に到達するよう梱包・輸送されるものとする。本サプライヤーは、本成果物に関する保健衛生上、安全上及び福利上の危険性について、本買主に助言するものとし、かかる助言には、商品の取扱い方法、保管方法及び使用方法についての、十分かつ明確な指示を含む。
- 3.2 商品の納入に関して、署名を得るために提示される配達受領書又はその他の文書になされた本買主の代表者の署名は、受領された荷物の数量のみを証明する。特に、正確な数量若しくは正確な数の商品が納入されたこと、又は納入された商品に損傷がなく本契約の要件に従っていることの証明とはならない。
- 3.3 商品の所有権は、引渡し時又は本買主による支払い時（いずれか早い方）に、本買主に移転するものとする。ただし、危険は、本契約に従い商品が納入及び受領されるまで本買主に移転しないものとする。
- 3.4 商品の所有権が納入前に本買主に移転する場合、当該商品は、本買主の所有物として又は本買主が要求する方法で、明確に特定され、印付けられるものとする。

## 4. サービスの提供

本サプライヤーは、本契約（本注文書に明記される全ての指示を含む。）に従い、サービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとする。

## 5. ソフトウェアの供給

- 5.1 本サプライヤーは、本契約（本注文書に明記される全ての指示を含む。）に従い、本買主にソフトウェアを納入する。

- 5.2 本サプライヤーは、RBS グループのメンバーが合理的に要求する目的のために、恒久的、非独占的かつ世界的なソフトウェアのコピー及び使用ライセンスを、RBS グループ及びその各メンバーに付与する。かかるライセンスは、RBS グループにその後提供されるソフトウェアの改訂版又は新バージョンまで及ぶものとする。
- 5.3 第 5.2 条の規定にかかわらず、上記のライセンスには、RBS グループの各メンバーが、ソフトウェアをセントラルサーバ、ネットワーク及びその他のコンピューター機器上で作動させることにより場所を問わずに使用できる権利、並びに、業務上、セキュリティ上、バックアップ及び障害復旧の目的で、RBS グループが随時必要とするソフトウェアをコピーする権利及びこれらの目的のためにかかるコピーを利用する権利が含まれる。
- 5.4 RBS グループのメンバーは、顧客のためにデータを受領、処理、作成、保管及び送信するためにソフトウェアを使用することができる。また、RBS グループのメンバーは、その顧問、契約者、サービスプロバイダ又は代理人が、あらゆる目的のためにメンバーのためにソフトウェアを使用することを許可することができる。ただし、本買主が、かかる許可を得た顧問、契約者、サービスプロバイダ又は代理人が、本契約のソフトウェアに関連する条件に確実かつ完全に従うことについて責任を負うことを条件とする。
- 5.5 第 5.2 条及び 5.3 条に基づき付与されるソフトウェアライセンスに適用される唯一の使用制限は、特別条件に明記されるライセンス制限とする。

## 6 データの提供

- 6.1 本サプライヤーは、本契約（本注文書に明記される全ての指示を含む。）に従い、本買主にデータを納入する。
- 6.2 本サプライヤーは、RBS グループのメンバーが合理的に要求する目的のために、恒久的、非独占的かつ世界的なデータのコピー及び使用ライセンスを、RBS グループ及びその各メンバーに付与する。かかるライセンスは、RBS グループにその後提供されるデータの最新版まで及ぶものとする。
- 6.3 第 6.2 条に基づき付与されるデータライセンスに適用される唯一の使用制限は、特別条件に明記されるライセンス制限とする。

## 7 遅延

- 7.1 本サプライヤーが、本契約に従わず本成果物を供給しなかった場合、本買主は、その他の権利又は救済方法を害されることなく、以下の事項を行うことができる。
- 7.1.1 本買主が、合理的な見解により適切であると考え改定後の納入日又は履行日を、本サプライヤーに対する書面による通知に明記すること。
- 7.1.2 本サプライヤーに書面により通知することにより、本サプライヤーによる重大な条項違反を理由に本契約を解除すること、並びに、本契約に従わず本成果物を供給しなかったことにより RBS グループが被った本損失（以下第 20.2 条に定義する。）に対する損害賠償を、本サプライヤーから受けること。
- 7.2 本第 7 条に従い契約を解除した場合、本サプライヤーは、本契約に基づき本買主が支払った金額を、直ちに本買主に返金するものとする。

- 7.3 本サプライヤーは、本契約に基づき本成果物を供給することができない可能性を認識した場合、直ちに本買主に通知するものとする。
- 7.4 本サプライヤーの本契約上の義務に関し、期日は厳守されなければならない。本成果物の納期が本注文書に明記されていない場合、本サプライヤーは、本買主に対し、実務的に合理的な範囲で可及的速やかに期日を提案するものとする。本買主が同意した日は、本契約の一部を成すものとする。

## 8. 本成果物の拒否

- 8.1 RBS グループのメンバーは、本契約に従っていない本成果物を拒否することができる。また、本成果物の納入先である RBS グループのメンバーが、納入後、又はそれよりも遅い場合には、隠れたる瑕疵の発覚後合理的な期間内に、本成果物の検査のための合理的な期間が経過するまで、RBS グループは本成果物を受領したとはみなされない。本サプライヤーは、拒否された本成果物について本買主が支払った全額を、直ちに本買主に返金するものとする。
- 8.2 本買主は、拒否された商品、ソフトウェア又はデータの迅速な回収及び交換並びに拒否された本サービスの再実施を、本サプライヤーのリスク及び費用負担で行うことを、本サプライヤーに要求する権利を有するものとする。本サプライヤーが、本条に従い本成果物の代替品を供給する場合、本契約の規定は、かかる本成果物の代替品に適用されるものとする。

## 9. 価格と支払い

- 9.1 本契約において明示的に別途規定されない限り、本注文書に記載される価格は、適用ある消費税を含んだ定価であり、本成果物について本買主が支払うべき合計金額である。本成果物の納入後又は履行後、本サプライヤーは、本成果物を明確に特定し本注文書の番号を記載した請求書を、本買主に送付するものとする。
- 9.2 支払期限が到来した全ての支払は、本契約に従い発行された本サプライヤーからの請求書を本買主が受領した月の翌月末までに、本サプライヤーが本契約上の義務を果たしたことを条件として、本買主により行われるものとする。本サプライヤーは、本注文書に記載された時期に、請求書を発行するものとする。時期が記載されていない場合、本サプライヤーは、本成果物の納入後又は履行後に請求書を発行するものとする。支払いの遅延がある場合、本買主は、要求があれば、関連する時期現在の関連通貨による本買主の資金コスト（何らかの合理的な資料により本買主が決定的に証明する。）に年率 3%相当を上乗せした率の遅延利息を本サプライヤーに支払うものとする。利息は、本買主が本サプライヤーからの請求書を受領した 30 日後から、本サプライヤーの銀行口座に電信送金により支払いの振込みがあった日又は、支払小切手が、本買主から本サプライヤーに郵送される日まで支払われるものとする。
- 9.3 本買主は、本契約に従わずに発行された請求書の支払義務に拘束されず、支払いをしない理由を、書面により本サプライヤーに通知するものとする。支払いは、本買主のいかなる権利の放棄としても扱われない。
- 9.4 本買主は、本買主から本サプライヤーに対する期限が到来した支払いと、本サプライヤーから本買主に対する期限が到来した又はその可能性がある金額とを相殺することができる。

## 10. 保証

- 10.1 本サプライヤーは、以下の通り約束する。
- 10.1.1 本成果物は、全ての面で本仕様に従っており、また、本サプライヤーの現在の製品仕様、概要、ユーザーマニュアル又はその他の製品関連文書及び提供された全てのサンプルに一致する。また、本成果物は、本買主によって明示された又は本買主の合理的な要求を満たす。
- 10.1.2 本成果物の設計、仕上げ又は資材には瑕疵がなく、満足のいく品質で、本買主の目的に適う。
- 10.1.3 本成果物に含まれるソフトウェアは、意図された目的に適い、ウィルス、ロック機能又は破壊機能を含まない。
- 10.1.4 本成果物に含まれるデータは正確である。
- 10.1.5 本成果物に含まれる全ての本サービスは、合理的なスキル、注意及び勤勉さをもって履行される。
- 10.1.6 本成果物は、全ての適用ある法令、基準を遵守しており、本買主の品質保証又は本サプライヤーに通知されたその他の要件に従う。
- 10.1.7 本成果物のうち、金融関連機能を有する全ての商品及びソフトウェアは、日本の現地通貨で当該金融関連機能を実行することができる。
- 10.2 本成果物の納入日若しくは履行日から 12 ヶ月以内（又は本契約に別途規定される別の期間）に、本成果物に上記の約束違反による瑕疵が生じた場合、本サプライヤーは、本買主からの瑕疵の通知の受領後可能な限り早く、瑕疵のある当該商品、ソフトウェア若しくはデータを交換若しくは修復し、又は瑕疵のある当該本サービスを再履行することにより、当該瑕疵を修正するものとする。かかる各交換、修復又は再実施もまた、本契約の約束に従うものとする。本サプライヤーが、本条に従わず本成果物の瑕疵を修復しない場合、本買主は、当該瑕疵を修復する権利又は修復する第三者を選任する権利を有するものとする。また、本サプライヤーは、そのために必然的かつ合理的に発生する費用を、本買主に返金するものとする。
- 10.3 本成果物の瑕疵の修正は、契約違反についての本買主の他の権利及び救済措置を害するものではない。
- 10.4 本契約の日付から 5 年以内の任意の日に、本買主が要求した場合、本サプライヤーは、本成果物のメンテナンスサービス及びサポートサービス（該当する場合には）予備の部品の供給を含む。）を提供する。かかるサービスは、合理的又は両当事者間で合意した条件に基づく料金で提供されるものとする。

## 11. 環境保全

本サプライヤーは、本成果物に含まれる全ての商品が、日本若しくは国際的な水準、ガイドライン、規則及び製造物責任、環境保全、廃棄物処分、危険物質の使用法又は類似の概念に関する法令上の要件に従うこと、並びに、本サプライヤーが、本買主の要求に応じて、かかる要件遵守の合理的な証拠を本買主に提供することを保証するものとする。

## 12. 人員

- 12.1 本サプライヤーは、本サプライヤーの全ての従業員又は本サプライヤーが本成果物の供給に従事させる者が、誠実で、法令を遵守すること、及び違法な活動への関与、その奨励若しくは支援を行う企業、グループ又はネットワークとの周知の関係を有さないことを確実にするため、合理的なあらゆる努力を行う。

本サプライヤーは、本サプライヤーの株式又はその他の権利で、その所有者に本サプライヤーの取締役会の構成員（以下「取締役」という。）若しくはその他の意思決定機関（呼び方を問わない。）の構成員を指名し、又は選出若しくは拒否の投票を行う権利を付与するものが、反社会勢力により直接的にも間接的にも保有されていないこと、又は本サプライヤーの取締役、役員、従業員若しくは代理人のいずれも反社会勢力に属していないことを、表明、保証するとともに、これを維持することに同意する。

本契約の目的上、「反社会的勢力」とは、次の者をいう。

- (a)(i)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。）（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に定義される団体、(ii)現在若しくは過去 5 年間のいずれかの時期に、暴力団対策法第 2 条第 6 号に定義される構成員若しくはかかる団体の準構成員であった者、(iii)現在若しくは過去 5 年間のいずれかの時期に、かかる団体若しくはかかる構成員の影響下にあった者、又は(iv)東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号若しくは第 5 号に該当しうるその他の者
- (b) 組織的、集团的若しくは習慣的な暴力、恐喝若しくはそれに準ずる行為を促進する若しくはその可能性がある団体（日本において「総会屋」、「社会運動標榜ゴロ」及び「特殊知能暴力集団」として知られる団体を含む。）又はその構成員
- (c) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。その後の改正を含む。）の規定に服する団体又はその構成員
- (d) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。その後の改正を含む。）により禁止される犯罪収益を受領し（若しくはその疑いがあり）又はそれを隠蔽した（若しくはその疑いがある）者
- (e) (i)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義される風俗営業若しくは第 2 条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を営む者（有効な許可の有無を問わない。）又は(ii)保有不動産若しくはその他の賃貸借不動産の一部を、かかる営業目的で使用することを企図する者
- (f) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含む。）第 24 条の 3 第 3 項に定められる取立て制限者
- (g) 反社会勢力による支配若しくは影響下にある者若しくは反社会勢力を支配し影響を及ぼす権利を有する者又は事業の経営が反社会勢力の実質的な影響下にある者（取締役、役員、経営陣若しくはその他の如何なる資格に基づく行為の有無若しくは代表権の有無を問わない。）
- (h) 反社会勢力に対し、資金を貸し付け、又は他の形式の信用を供与し若しくは便益を提供する者

- (i) 上記のいずれかに実質的に準ずる者
- (j) 関係会社が、上記のいずれかに該当する者。「**関係会社**」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。その後の改正を含む。）第 8 条第 8 項に定義される関係会社をいう。

本定義上、「者」には、自然人及び法人のほか、法人格が認められない可能性のある団体、信託又は協会が含まれる。

本サプライヤーは、かかる者に関し、適切な採用及び安全上の審査手続きを行うものとし、本契約上の義務を履行するにあたり、本サプライヤーの採用及び安全上の審査手続きを通過しなかった者を雇用しない。本サプライヤーは、本買主から **RBS** グループの雇用前審査要件を取得しそれを満たさない限り、本サプライヤーの従業員又は本サプライヤーが本成果物の供給に従事させる者が、**RBS** グループのデータにアクセスすること又は同伴者を伴わずに **RBS** グループの建物内に入ることを許可しない。本サプライヤーは、確実に再委託先が本第 12.1 条の規定に従うようにする。本サプライヤーが、本第 12.1 条に従わない場合、本サプライヤーによる重大な本契約違反となるものとする。

- 12.2 本買主、**RBS** グループのメンバー又は新サプライヤーと雇用契約を締結したと主張する者がいる場合、本サプライヤーは、本買主、**RBS** グループのかかる各メンバー及び新サプライヤー（又は本買主の判断により、本買主自身、**RBS** グループのメンバー若しくは新サプライヤーを代表する本買主）に対し、本買主、**RBS** グループのメンバー若しくは新サプライヤーが被り負担する、また、当該人物の雇用若しくは雇用契約の終了に関連して発生する、全ての損失、罰金、課徴金、報奨金、負担、コスト、損害賠償金及び費用（合理的な弁護士報酬の補償を含む。）を補償する。また、別途の義務として、かかる諸費用を本買主に支払うことを約束する。
- 12.3 第 12.2 条において、「**新サプライヤー**」とは、本契約の失効又は解除により、本サプライヤーの後任として本成果物（又はその類似物）を供給するために、**RBS** グループのメンバーにより選任された（本サプライヤーとは別の）サプライヤーをいう。

### 13. 情報セキュリティ

- 13.1 本買主が **RBS** グループのデータ又はコンピューター・システムへの本サプライヤーのアクセスを許可する場合、本サプライヤーは、本買主が書面により明示的に許可した目的のためだけに、データ又はコンピューター・システムにアクセスし、また、かかるアクセスが、権限を有する本サプライヤーの職員のみによって行われることを確実にする。本サプライヤーは、本サプライヤーに通知された **RBS** グループのセキュリティ・ポリシー及びその手続きを遵守する。本サプライヤーは、また、**RBS** グループのコンピューター・システムに、直接的又は間接的に接続する可能性のある本サプライヤーの全てのコンピューター・システムに最新のウィルス対策ソフトを導入し、作動させる。
- 13.2 本サプライヤーは、情報セキュリティ計画を常時実施し、情報セキュリティ計画の条件に従い作業することを確実にする。本サプライヤーは、情報セキュリティ計画が、ISO27001 及び ISO27002（又はそれに代わる情報セキュリティに関する基準）に従うことを確実にする。
- 13.3 本サプライヤーは、定期的に、またいかなる場合でも少なくとも毎年一度は、本成果物と同様又は類似の商品、本サービス、ソフトウェア又はデータの提供に従

事する経験者に合理的に通常期待されるスキル、注意、知識及び配慮の基準に従い、情報セキュリティ計画を策定し、更新する。

- 13.4 本サプライヤーは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」という。）、並びにその他全ての関連法令規則、その他のガイドライン並びにその解釈及び施行（法的強制力の有無を問わない。）（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号）、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示代 259 号）などを含み、以下総称して「個人情報プライバシー法」という。）に基づく秘密保持若しくは個人情報に関して本サプライヤーが負う義務や責務に拘束され、これに従うものとする。上記の一般性を害することなく、本サプライヤーは、別紙 1に定められた規定に拘束され、かかる規定に従うことを約束する。情報セキュリティ計画又は個人情報プライバシー法若しくは本契約に基づく秘密保持若しくは個人情報に関して本サプライヤーが本買主に対して負う義務や責務について、潜在的又は実際に認識された違反が発生した場合、本サプライヤーは、当該違反を是正し、ただちに(i)本買主に当該違反（及びその経過を書面により）を通知し、(ii)本買主が違反の結果必要と考える行為又は救済措置を実行する。
- 13.5 本サプライヤーは、本買主が合理的な通知を行った上で、いつでも情報セキュリティ計画を閲覧し、そのコピーを保有することを許可する。
- 13.6 要求があれば、本サプライヤーは、情報セキュリティ計画が本サプライヤーに随時通知される本買主の情報セキュリティ要件を満たす方法を本買主に説明する。本買主が、情報セキュリティ計画は本買主の秘密情報若しくはデータの秘密保持及び安全性の確保に不十分である、規制機関の要件を満たしていない、又はデータ及び情報の安全性に関する業界水準を満たしていないと（合理的な根拠に基づき）判断する場合、本買主は、秘密保持及び安全性の確保が不十分であること又は水準を満たしていないことを是正するため、本サプライヤーに情報セキュリティ計画の変更を要求することができ、本サプライヤーは、速やかに本買主が要求する変更を行う。
- 13.7 本サプライヤーは、必要でなくなった本買主の全ての秘密情報又はデータを確実に消去又は破棄し、かかる全ての秘密情報又はデータを確実に回復不可能にする。また、本サプライヤーは、**RBS** グループの余分なデータが保存されている全てのデータ処理装置も破棄しなければならない。消去又は破棄の過程は、情報セキュリティ計画の一部を成す。
- 13.8 本サプライヤーは、以下の場合いつでも、自らの費用負担により、継続して PCI DSS 基準を完全に満たす。
- 13.8.1 本サプライヤーの本契約上の義務の履行に PCI DSS 基準を満たすことが要求される場合。
- 13.8.2 本買主が、PCI DSS 基準を満たしていることが必要であると判断し、その旨を本サプライヤーに通知する場合。
- 13.9 第 13.8 条に基づき PCI DSS 基準を満たすことが要求される場合、本サプライヤーは、以下の方法により、当該成果物の供給又は関連する義務の履行に先立ち、PCI DSS 基準を満たしていることを証明する。



- 13.9.1 関連する支払カード会社に報告することにより、証明を行う認定審査機関を選任すること。
- 13.9.2 当該支払カード会社より発行された、PCI DSS基準を満たした旨の証明書を本買主に与えること。

本サプライヤーは、年に一度以上、PCI DSS基準を満たした旨の更なる証明のために、このプロセスを繰り返し行う。本サプライヤーは、随時本買主の要求に応じて、本買主にPCI DSS基準を満たしたという更なる証拠を提供する。

- 13.10 本サプライヤーが、第 13.8 条で要求される場合に、PCI DSS 基準を完全に満たすことができない場合はいつでも、本買主は、救済不可能な重大な違反という理由で、書面で通知することにより、本契約を直ちに解除する権利を有する。
- 13.11 本サプライヤーは、（第 13.8 条で要求される場合に）本サプライヤーが PCI DSS 基準を満たさないことから発生するあらゆる性質の損失（本損失を含む。）、コスト、請求、要求、費用及び負担について、また、本サプライヤー若しくはその従業員、代理人若しくは再委託先に帰属する支払口座情報の紛失事故又は漏洩について、本買主を免責し補償する。本契約に定められる責任の全ての免除又は制限は、本第 13.11 条の本サプライヤーの責任には適用しないものとする。
- 13.12 本サプライヤーが、本第 13 条の規定を遵守できないことは、本サプライヤーの救済不可能な重大な本契約違反にあたる。

#### 14. データの保護

- 14.1 本契約に基づき、本買主又はその他の RBS グループのメンバーが、本サプライヤーに個人データ（個人情報保護法に定義される。）を渡すか又はアクセス権を付与する場合は、以下の通りとする。
  - 14.1.1 本サプライヤーは、本買主又は（本買主でない場合には）個人データの取得元であるその他の RBS グループのメンバーの指示に従い当該個人情報を処理し、本契約に従う場合又は本買主若しくは（本買主でない場合には）個人データの取得元であるその他の RBS グループのメンバーの指示に従う場合を除き、本契約に基づき本サプライヤーが保有する個人情報を処理しない。
  - 14.1.2 本サプライヤーは、個人データに対する何らの権利又は利益を取得せず、本買主又は（本買主ではない場合には）関係者であるメンバーの要求に応じて、取得した個人データの取得元である RBS グループのメンバーにかかる個人データを返却する。
  - 14.1.3 本サプライヤーは、権限のない又は違法な個人データの処理並びに個人データの不慮の損失、破棄又はその破損に対する技術上及び組織上の適切な対策を、あたかも個人情報プライバシー法に従う個人データ管理者として実施し、また、本買主が合理的な事前の通知をもってこれらの対策を監査することを許可する。

#### 15. 秘密保持

- 15.1 本買主及び本サプライヤーは、秘密情報と理解され又はその性質上一般的に秘密とみなされる、本契約に基づき又は本契約に関して取得した他方当事者の全ての情報の秘密を保持し、他方当事者の事前の書面による承諾なしに、かかる情報を

いかなる第三者にも漏洩してはならず、本契約の履行又は本成果物の使用を唯一の目的として、当該秘密情報を使用する。

- 15.2 以下の情報は、秘密情報ではなく、上記に定める制限を受けない。
  - 15.2.1 本契約違反によることなく、公知であるか公知となった情報
  - 15.2.2 受領当事者が他方当事者の秘密情報であると認識せずに、第三者から受領した情報
  - 15.2.3 受領当事者にとって既知の情報で、他方当事者に対する別途の秘密保持義務に服さない情報
  - 15.2.4 他方当事者の情報を利用することなく、受領当事者が独自に開発又は取得した情報
- 15.3 RBS グループの秘密情報は、本サプライヤーにより本買主の秘密情報として扱われるものとする。
- 15.4 本第 15 条の条項は、両当事者間のその他全ての秘密保持義務に追加される。
- 15.5 本買主は、本サプライヤーの秘密情報を、RBS グループのその他のメンバーに開示することができる。ただし、その場合、本買主は、かかるその他のメンバーが、本第 15 条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務及び使用制限に確実に従うことについて、責任を負うものとする。
- 15.6 本第 15 条のいずれも、法律により要求される場合又は中央銀行、証券取引所、金融商品取引業協会若しくはいずれかの当事者を管轄する規制当局、財務当局、税務当局若しくは金融当局により要求される場合に、当該当事者が情報を開示することを妨げないものとする。

## 16. 事業の継続

本サプライヤーは、自らの事業のために、本契約に従い本成果物を確実に供給するための適切な事業継続計画及び災害復旧計画を常時確実に実施する。要求がある場合、本サプライヤーは、かかる計画の写しを速やかに本買主に提供する。

## 17. 責任及び保険の制限

- 17.1 本契約に基づき又は本契約に関して、契約違反、法律上の義務若しくはその他の義務の不作为により発生したか否かを問わず、間接的又は派生的損失又は損害について、いずれの当事者も互いに責任を負わない。
- 17.2 本契約に基づき又は本契約に関して、いかなる場合であっても、各事件又は一連の関連する事件について、(a)RBS グループの有形財産に対する損害について 5,000,000 ポンド若しくは別の通貨で 5,000,000 ポンドに相当する金額、又は(b)本成果物に対する支払価格の 150%若しくは 1,000,000 ポンド若しくは別の通貨で 1,000,000 ポンドに相当する金額のうち、いずれか高い方を超える損失若しくは損害及びその他の損失若しくは損害について、両当事者は、契約違反、法律上の義務又はその他の義務の不作为により発生したか否かを問わず、他方当事者に対し責任を負わない。

- 17.3 上記の責任の制限及び免除は、死亡、人身傷害、詐欺による損失、法により免除若しくは制限できないその他の損失について発生する損失、又は第 13 条、第 14 条若しくは第 15 条の違反に対する責任には適用されないものとする。
- 17.4 本サプライヤーは、本契約に基づく又は本契約に関する責任を対象範囲とする、信用のある保険会社の保険を維持するものとする。本サプライヤーは、随時本買主の要求により、当該保険が有効であるという保険仲立人からの証明書を作成し、制限、更新日、対象範囲の拡大及び除外についての情報を提供するものとする。本サプライヤーは、本買主が要求する場合、本サプライヤーの保険証券に基づき、本買主を「追加被保険者」として追加する。

## 18. 知的財産権

- 18.1 本買主が、本成果物の全部若しくは一部の開発に資金を提供した場合、開発された成果物の全ての知的財産権は、本買主に帰属するものとする。本サプライヤーは、現在及び将来の知的財産権にかかる全権利、所有権及び利益を本買主に譲渡し、また、法の運用によりかかる権利を取得する可能性のある本サプライヤーが雇用し又は起用した当事者により、かかる全ての知的財産権が本買主へ譲渡されることを確実にする。
- 18.2 本サプライヤーは、本買主にかかる権利を有効に付与するために必要な行為を行い、必要な証書、文書及び事物を（本買主の要求により及びその費用で）作成するものとし、本買主に同権利を与えるために合理的に必要なあらゆる協力を（本買主の要求により及びその費用負担で）場所を問わずに本買主に提供するものとし、また、本買主によるその財産権の完全な行使を可能とするために合理的に必要な本成果物に関する全ての情報を速やかに本買主に提供するものとする。
- 18.3 18.1 条及び 18.2 条に従うほかは、本契約中のいかなる規定も知的財産権を一方当事者から他方当事者に移転するためには機能しない。
- 18.4 本買主は、本成果物の提供に使用するため本買主から本サプライヤーに提供された、あらゆる設計、図面、仕様、サンプル又はその他の資料の所有権及び知的財産権を保有するものとする。本サプライヤーは、それらを安全に保管し、本買主の要求があればそれらを本買主に返却するものとする。かかる資料等は、所有及び管理されている間は、本サプライヤーが危険負担する。本サプライヤーは、これらの資料等を本契約の履行のためだけに使用することができる。

## 19. 知的財産権の補償

- 19.1 本サプライヤーは、本契約に従い、本成果物を供給する資格を有することを保証し、本成果物は、いかなる第三者の知的財産権又はその他の権利も侵害してはならない。本サプライヤーは、本買主及び RBS グループのその他のメンバーによる本成果物の一部の所有又は使用が、第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害するという主張の結果被りうる本損失について、本買主及び RBS グループのその他のメンバーを完全に補償する。
- 19.2 第 19.1 条に基づく本サプライヤーの義務を制限することなく、かかる主張がなされた場合、本サプライヤーは、本買主の要求がある場合、以下の行為を行うものとする。
- 19.2.1 本成果物を継続して使用する権利を RBS グループのために取得すること。

- 19.2.2 知的財産権の侵害を犯していない商品、ソフトウェア、データ又は本サービスと同等又は向上した仕様により、本成果物を交換又は変更すること。
- 19.2.3 本成果物の返品を受け入れること及び返品前の本成果物の使用を反映するため合理的かつ適切な金額を差し引いた上で、支払い済みの料金を本買主に返金すること。
- 19.3 本契約内に別途記載される責任の免除及び制限は、本第 19 条に基づく又はその違反を理由とする本サプライヤーの責任には適用されない。

## 20. RBS グループ

- 20.1 本サプライヤーは、RBS グループの全てのその他のメンバーが、本契約の下で本買主と同様の権利を有すること、並びに、本サプライヤーが、本買主に対して負う義務及び責務と同じ義務及び責務を RBS グループのその他のメンバーに対して負うことに同意する。
- 20.2 本サプライヤーによる本契約の不履行又は違反を原因として、RBS グループのメンバーが損失、損害、コスト又は費用（以下「本損失」という。）を被った場合、かかる本損失は、本買主が被った損害と同様に扱われる。
- 20.3 本買主は、本契約に含まれる本サプライヤーの責任の限度に従い、本サプライヤーから本損失を回復することができる。この目的上、RBS グループのメンバー（本買主を除く。）が被った本損失は、損害を被ったのが RBS グループのメンバーであり、本買主が直接損害を被ったわけではないという理由により、第 17 条における間接的損害又は派生的損害として扱われることはない。
- 20.4 本契約の責任の限度は、本契約に基づき又は本契約に関して発生する以下の全ての責任に適用されるよう、RBS グループ全体に適用される。
- 20.4.1 本サプライヤーにより RBS グループ全体に対して発生する責任
- 20.4.2 RBS グループ全体により本サプライヤーに対して発生する責任
- 20.5 第 20.3 条に基づき RBS グループのその他のメンバーが被った本損失を、本買主が回復できない場合、その限度において、各メンバーは、本サプライヤーから直接本損失を回復する権利及びそのために本サプライヤーに対し本契約を強制する権利を有する。RBS グループの当該メンバーが、本契約に基づく権利を主張する意図を表明したかどうか又はかかる意図を表明した時期にかかわらず、本買主及び本サプライヤーは、RBS グループのその他のメンバーの同意を得ることなく、本契約の撤回若しくは変更又は本契約の条項に従った本契約の解除をすることができる。
- 20.6 本サプライヤーは、本第 20 条の規定が、RBS グループのその他のメンバーに通知されていることを確認する。

## 21. 検査及び情報

- 21.1 本サプライヤーに対する 7 日以上 の事前通知を条件として、本買主又はその代理人は、本成果物に関する本サプライヤーの手続き及び本成果物に関して本サプライヤーが行った業務を、検査し監視する権利を有するものとする。かかる検査及び監視は、通常の労働時間及び状況により合理的なその他の時間帯に実施される

ものとする。本買主は、かかる検査を、本サプライヤーの業務上過度の混乱を避けて実施するものとする。かかる訪問後、本サプライヤーは、本買主が合理的に行う勧告を十分に考慮するものとする。

- 21.2 本サプライヤーは、本成果物に関して本買主が合理的に要求する全ての情報（、法令上又は規制上の要件に従うことができるよう本買主が要求する情報を含む。）を、速やかに本買主に提供する。
- 21.3 本サプライヤーは、本買主又は RBS グループの従業員若しくは代理人に対し、本買主が本契約を締結すること又は本契約に関する行為を行うこと若しくは控えることについて、直接的にも間接的にも報奨を与えてはならず、又はその提案をしてはならない。要求がある場合、本サプライヤーは、本サプライヤーがかかる約束の履行を証明するため、本サプライヤーの記録へのアクセス権を速やかに本買主の代表者に提供する。

## 22. 変更管理

本買主は、本成果物、納期、本成果物若しくは本契約の実行プログラムの追加、削除又はその他の変更を、いつでも注文することができる。これに伴う本契約の変更又は本契約に定められる料金の追加は、公正で合理的な基準に基づき見積もられ、本買主と本サプライヤーとの間で合意されるものとする。

## 23. 解除

- 23.1 本買主は、本サプライヤーが本契約の条項に違反し、かかる違反が救済可能な場合には、本買主からの書面による要求の受領後 14 日以内（又は本買主が明記するそれ以上の期間以内）に是正されない場合、書面により通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。
- 23.2 本買主は、本サプライヤーの直接的若しくは間接的な支配に変更がある場合、又は事業若しくは資産の全部若しくは実質的全部が処分される場合には、本契約を直ちに解除することができる。
- 23.3 本買主は、本サプライヤーに対し 7 日前に書面により通知することにより、理由なく本契約を解除することができる。この場合、本買主は、本サプライヤーに対し、本契約の履行に際し解除の時点までに本サプライヤーに必然的及び合理的に発生したコストで、本成果物の一部の再利用若しくは再販売などの他の方法では回復することができないものを支払う。ただし、本サプライヤーが、これらのコストを最小限に抑える合理的なあらゆる努力を行ったことを示すことができる場合に限る。本買主は、本サプライヤーに対する更なる責任を負わず、上記に限らず、かかる解除の結果発生したいかなる収益・利益上の損失について、本サプライヤーに対する責任を負わない。
- 23.4 いずれの当事者も、他方当事者が(a)債務超過、全面的な債務の支払不能若しくは支払停止に陥った場合若しくは支払期限が到来した債務の支払不能を書面により認める場合、又は(b)破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續開始が申し立てられた場合若しくは特定調停に従い債権者に対し債務の調停を試みた場合には、本契約を解除することができる。また、上記(b)の場合には、（かかる事由の発生時に自動的に）本契約を解除したとみなされるものとする。

- 23.5 解除により、解除前に発生していた権利、責任及び救済措置が影響を受けることはない。解除時に、各当事者は、保有する他方当事者の資産及びデータを、他方当事者に返却するものとする。

## 24. 不可抗力

本契約中の他の一切の定めにかかわらず、いずれの当事者も、義務の履行の遅延がその合理的な支配を超える例外的な状況に起因する場合、その義務の履行の遅延について責任を負わない。いずれかの当事者がかかる例外的状況下にある場合、速やかに他方当事者に通知するものとし、可能な場合には、本契約の履行についてかかる例外的状況の影響を最小限に抑える一連の行為を速やかに提案し、合意の上で実施するものとする。ただし、かかる例外的状況により本サプライヤーに本条に基づく救済の権利が付与されるのは、本サプライヤーが第 16 条に規定された事業継続計画及び災害復興計画を怠らずに実施した場合に限られる。

## 25. 法律上及び規制上の要件及び基準

- 25.1 本契約期間中に法改正が実施された場合、本サプライヤーは、本成果物の供給における又はそれに関する法改正の遵守に伴う追加の費用への対応について、単独で責任を負う。
- 25.2 本サプライヤーは、RBS グループが、金融サービス機構 (FSA) 及び RBS グループのメンバーが事業を行う国におけるその他の規制機関の規制に服することを確認する。本サプライヤーは、本成果物の供給に関し、RBS グループがかかる要求を遵守するために合理的に要求するあらゆる援助を、RBS グループに提供することに同意する。
- 25.3 本サプライヤーは、RBS グループの施設にいる際には、RBS グループの施設でその時々々に適用され、本サプライヤー又はその従業員、代理人及び再委託先に通知されている全てのセキュリティ及び安全上の手続きに従うこと、並びに本サプライヤーの従業員、代理人若しくは再委託先が、かかる手続きに確実に従うようにすることを約束する。
- 25.4 本サプライヤー又はその従業員、代理人若しくは再委託先が、かかるセキュリティ及び安全上の手続きに違反した場合、本買主は、以下の事項を行うことができる。
- 25.4.1 かかる手続き違反を犯した従業員、代理人若しくは再委託先を、本成果物の納入又は履行から直ちに外すよう、本サプライヤーに要求すること (ただし、本契約に基づく本サプライヤーの本成果物の納入及び履行の義務には影響しない。)。及び/又は
- 25.4.2 本契約を直ちに解除すること。
- 25.5 本サプライヤーは、本成果物が、(a)全ての法律、規制要件、規制、付属定款、実施基準、本成果物の納入若しくは履行に随時適用される日本若しくは国際基準、又は(b)本買主から本サプライヤーに知らされた RBS グループの全ての指針及び業務手続 (RBS グループのウェブサイト ([www.rbs.com/crpolicies](http://www.rbs.com/crpolicies)) に掲載されている、サプライヤー向け RBS グループ倫理規定を含む。) 並びに本買主から本サプライヤーに知らされた RBS グループの雇用前審査要件に従い、納入若しくは履行されることを、本買主に約束する。

## 26 総則

- 26.1 本サプライヤーは、本買主の事前の書面による承諾なしに、本契約又は本サプライヤーの本契約上の権利及び義務を、譲渡、移転又は再委託してはならない（全部若しくは一部を問わない。）。本買主が再委託を承諾した場合、本サプライヤーは、再委託をしない場合と同様に、本契約の履行について引き続き責任を負うものとし、再委託先の作為又は不作為についても責任を負うものとする。本買主は、承諾を得ることなく、本契約を譲渡又は移転することができる。
- 26.2 本契約の条件を他方当事者に強制する際のいずれかの当事者側のいかなる遅延、懈怠又は不作為も、本契約に基づく若しくは本契約に関する当該当事者の権利放棄若しくは何らかの方法による権利の毀損とはならず、又はそのようにみなされることもない。
- 26.3 本契約の権利放棄又は変更は、書面により、かつ本サプライヤー及び本買主双方の正式な権限を有する代表者の署名がない限り、拘束力又は効力を有さない。
- 26.4 本契約の規定が違法であると判断され、本契約の要旨を変更することなく削除することが可能な場合、当該違法規定が削除されても、その他の規定は引き続き完全に有効である。
- 26.5 本サプライヤーは、本買主の事前の書面による承諾なしに、RBS グループに商品、ソフトウェア、データ及び本サービスを提供していることを宣伝又は公表してはならない。
- 26.6 両当事者は、独立した契約当事者である。本契約において、両当事者間のパートナーシップ、代理店関係又は合同事業の設定と解釈されるものはない。いずれの当事者も、他方当事者を何らかの方法で拘束する権利又は他方当事者に代わり表明を行う権利を有すると主張してはならない。
- 26.7 明示的か黙示的かを問わず、本契約の解除又は満了後も存続を意図されている本契約の規定は、引き続き完全な効力を有するものとする。
- 26.8 本契約の条項の見出しは、便宜上参照を目的としたものであり、本契約の解釈には影響しないものとする。
- 26.9 別途明記されていない限り、本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の以前の契約、取決め及び了解事項の全てに優先し、かかる主題に関する両当事者間の完全合意を構成する。本契約中に相反する内容が明記されていない限り、本契約は、両当事者間の別途の秘密保持義務に優先しない。
- 26.10 本契約のいかなる規定も、明示的か黙示的かを問わず、条件若しくは保証又は本成果物に関する何らかの法律若しくは慣習若しくは一般法令若しくは現地法令による法的救済を害さないものとする。

## 27 準拠法及び紛争解決

本契約は、日本国法に準拠し、これにより解釈されるものとし、また、東京地方裁判所が、本契約に関係する全ての紛争の裁判管轄権を有するものとする。本買主は、紛争解決の権限を有する日本の又はその他の国のどの裁判所においても、本サプライヤーに対し訴訟を起すことができる。本サプライヤーは、本買主の登録された事務所が所在する国の裁判所においてのみ本買主に対し提訴する。本

契約に関し両当事者間で何らかの紛争が発生した場合、両当事者は、まずは合理的な期間その友好的な解決を試み、契約によりかかる紛争を仲裁判断又は専門家若しくは調停者の判断に委ねることができる。

## **28 優先順位**

本契約の以下の文書間で不一致又は矛盾が発生した場合、優先順位は以下の通りとする。

- 28.1 本注文書
- 28.2 特別条件
- 28.3 本仕様



## 別紙1

### 個人情報の取扱いに関するガイドライン

#### A. 目的

1. このガイドラインは、本契約に基づき本サプライヤーが本サービスを履行するために、本サプライヤー若しくは本再委託先（下記 E 項に定義される。）により収集され、又は本買主により提供された本個人情報（以下「関連個人情報」という。）の取扱いに関する条件を規定する。
2. 個人情報保護法第 22 条に基づき、本買主は、関連個人情報の保有者として、本サービスに関する関連個人情報の取扱いを本サプライヤーに委託する。
3. 前項に加え、本サプライヤーは、関連個人情報に関する個人情報保護法（以下に掲げる個人情報保護法の条項を含むがこれらに限定されない。）に従うものとする。
  - (i) 個人情報保護法第 24 条に基づく公表
  - (ii) 個人情報保護法第 25 条に基づく開示
  - (iii) 個人情報保護法第 27 条に基づく利用停止
  - (iv) 個人情報保護法第 28 条に基づく理由の説明
4. 前 2 項において本買主から本サプライヤーに委託された義務は、互いに分離できない。

#### B. 約束

関連個人情報の秘密を保護するために、本サプライヤーは、本契約の期間中、適用ある法令により許可される最大の範囲で、本買主のために以下の事項に同意し、約束する。本サプライヤーが、自らの本 B 項違反を認識した場合、直ちに、その詳細を書面により本買主に通知するものとする。

- (1) 本サプライヤーは、関連個人情報を不適切に取得、操作、破壊又は破損してはならず、本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、関連個人情報をいかなる第三者にも開示してはならない。ただし、関連個人情報が帰属する人物（以下「関連人物」という。）が、関連個人情報の開示を承諾（承諾と推定されるものを含む。）する場合及び個人情報保護法第 23 条により関連個人情報の第三者への開示が許容されるその他の場合はこの限りではない。
- (2) 本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、関連個人情報の取扱いをいかなる第三者にも委託してはならない。
- (3) 本サプライヤーは、本契約に基づく義務の履行以外の目的のために関連個人情報を使用してはならない。ただし、関連人物がその他の目的のために関連個人情報の使用許可を与える場合はこの限りではない。

- (4) 本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、いかなる関連個人情報も本サプライヤーの事務所から持ち出してはならない。
- (5) 本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、本別紙の規定の合理的な範囲内又は関連人物が認める目的に該当しない限り、いかなる関連個人情報も改ざん、処理、複製又は再生してはならない。
- (6) 本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、関連個人情報を破棄又は破壊してはならない。
- (7) 本サプライヤーは、関連個人情報の漏洩、紛失、損害等又は関連個人情報の安全性を侵害する可能性のあるその他全ての事由を防ぐために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- (8) 本サプライヤーが許可を得ずに行った関連個人情報へのアクセス、その紛失、盗難及び漏洩に起因する全ての損害（直接損害か間接損害かを問わない。）に関し、本サプライヤーは、本買主又は、法律が規定する範囲で、その他の第三者が被ったかかる全ての損害について責任を負うものとする。

### C. 保管

本サプライヤーは、個人情報保護法第 20 条に従うものとする。本サプライヤーは、関連個人情報（文書及びその他の記憶メディアなど、形態を問わない。）を、本サプライヤーの権限を有する従業員だけが入室を許可される施錠機能付きの保管施設に保管するものとする。

### D. 従業員規定

1. 本サプライヤーは、個人情報を取り扱う従業員に、本別紙の内容を完全に説明するものとする。また、本サプライヤーは、かかる従業員に、個人情報の取扱いに関する包括的なトレーニングを提供し、従業員に本別紙の規定を確実に遵守させるための合理的なあらゆる措置（従業員との秘密保持契約の締結を含むがこれに限られない。）を講じるものとする。
2. 本サプライヤーは、法律（あらゆる規則及び行政上のガイドラインを含む。）に規定される範囲で、関連個人情報を取扱い、管理し若しくは関連個人情報にアクセスし、又は本サプライヤーでの雇用期間中に何らかの関連個人情報を取得した従業員の全ての作為若しくは不作為について責任を負うものとする。また、本サプライヤーは、元従業員が関連個人情報を本サプライヤーでの雇用期間中に取得した場合には、法律（あらゆる規則及び行政上のガイドラインを含む。）に規定される範囲で、かかる元従業員の全ての行為について、責任を負うものとする。

### E. 第三者への委託

1. いかなる状況下においても、本買主の事前の書面による承諾なしに、本サプライヤーは、本サービス（関連個人情報の取扱い等を含む。）を第三者に委託してはならない。

2. 本サプライヤーが関連個人情報の取扱いを上記1に基づき第三者（以下「再委託先」という。）に委託する前に、本サプライヤーは、法律（あらゆる規則及び行政上のガイドラインを含む。）により当該委託に関し取得するよう要求される当該再委託先の詳細（再委託先の名称、再委託先に委託される業務内容、再委託先の事業所で本サービスの管理担当予定の従業員の氏名及び経歴又は本買主が合理的に要求するその他の情報等。）について、書面により本買主に通知しなければならない。本買主は、かかる情報の検討に満足した場合、本サプライヤーから再委託先への業務委託を、その絶対的裁量により承諾することができる。疑義を避けるために付言すると、本サプライヤーは、本別紙の規定に違反した再委託先又はその役員、取締役、従業員若しくは代理人の作為（若しくは不作為）に関し本買主に発生する全ての費用若しくは損害について、本買主を補償するものとする。ただし、かかる費用又は損害が、本買主又はその従業員若しくは代理人（本サプライヤーを除く。）側の故意又は過失に起因する場合はこの限りではない。
3. 本サプライヤーが、本 E 項に従い関連個人情報の取扱いを再委託先に委託する場合、本サプライヤーは、個人情報保護法第 22 条に従い、以下の事項を行うものとする。
  - (a) 本別紙 B 項と実質的に一致する規定を含む秘密保持契約を、再委託先と締結すること。
  - (b) 関連個人情報の取扱能力に関し、当該再委託先を入念に監視すること。
  - (c) 当該再委託先に必要な指導を行うこと。
  - (d) 本買主からの随時の合理的な要求に応じ、再委託先がその義務を遵守しているか確認すること。
  - (e) 本買主の書面による指示に応じ、再委託先が、本別紙に記載される重要な約束若しくは契約を履行せず、それにより本買主の利益に重大な悪影響をもたらされ、かつ本サプライヤー及び再委託先が本買主からその旨の書面による通知を受領してから 90 日間正されないままである場合、又は本サプライヤーが合理的に必要と判断する場合、本サプライヤーが、再委託先への再委託を解除すること。
4. 本買主からの要求に従い、本サプライヤーは、再委託の状況に関する報告及び本サプライヤーによる再委託に関し本買主が合理的に要求するその他の情報を、本買主に提供するものとする。

## F. 関連個人情報の返却／処分

1. 本サプライヤーは、本サービスが完了した場合又は本買主が関連個人情報の返却を要求した場合には、速やかに、本買主から提供された全ての関連個人情報並びにその全ての複写及び複製を返却するものとする。
2. 本サプライヤーは、関連個人情報並びにその複写及び複製の破棄について本買主からの指示を受領した場合、かかる指示に従うものとし、また、その完了時に、本サプライヤーは、本買主の指示に従って関連個人情報を破棄したことを証する証明書（又は本買主が合理的に要求するその他の証拠）を提出するものとする。

## G. 報告、監査及び実地検査

1. 本サプライヤーは、本買主が合理的に要求する書式により、関連個人情報の取扱状況についての報告書を、本買主が合理的に決定する周期で、本買主に提供するものとする。

かかる報告書に基づき、本買主は、関連個人情報の将来の取扱いに関し本サプライヤーに指示を与えることができ、（かかる指示が、本買主が個人情報保護法に従うために必要な範囲で）本サプライヤーは、合理的に可能な範囲で、また、かかる指示の遵守が本サプライヤーの法律上の義務に一致する範囲で、かかる指示に従うものとする。

また、本買主が、その法律上の義務に従うために合理的に必要と判断する場合、本買主は、関連個人情報の取扱い状況に関する追加情報を要求することができ、かかる要求が合理的でありかつ情報が合理的に入手可能である範囲で、本サプライヤーはかかる追加情報を提出するものとする。

2. 関連個人情報に関し、本買主は、定期的に若しくは本買主が合理的に必要と判断する時に、関連個人情報の取扱いに関し本サプライヤーに（本買主が個人情報保護法に従うために必要な範囲で）追加の指示を与えることができ、本サプライヤーは、かかる指示に従うものとする。また、本サプライヤーは、本サービスに関し本買主が行う監査若しくは検査に際し、本買主と協力するものとする。

## H. 補償

1. 本買主が、本サプライヤー又はその従業員による本別紙の規定違反に起因する損害若しくは損失（本買主から第三者に支払われるべき金額等を含む。）を被った場合、本サプライヤーは、かかる損害又は損失が、本買主側の故意又は過失に起因しない限り、かかる損害若しくは損失について、本買主を直ちに補償するものとする。
2. 本買主が、本サプライヤー若しくはその従業員による本別紙の規定違反に起因する損害若しくは損失（本買主から第三者に支払われるべき金額等を含む。）を被った場合、あらゆる損害の補償に加え、本買主は、本サプライヤーに、関連個人情報の保護に必要であると本買主が合理的に判断する措置を講じるよう指示することができ、本サプライヤーは、かかる指示に従うようあらゆる合理的な努力をするものとする。
3. 本別紙又は本契約の規定にかかわらず、また、上記E項2を妨げることなく、本サプライヤーは、再委託先の行為について、本買主に対し責任を負うものとする。